

# 金沢港クルーズターミナル 指定管理者募集要項

石川県商工労働部

令和4年8月

## 【目次】

1	対象施設の概要	1
2	施設管理の基本的な考え方	1
3	指定管理者の業務	1
4	指定管理者が行う管理の基準	1
5	指定の期間	2
6	応募の資格	2
7	応募の方法	3
8	提案を求める事項	4
9	選定の方法	6
10	責任分担	7
11	質問事項の受付	7
12	現地説明会の実施	8
13	無効または失格	8
14	協定の締結	8
15	今後のスケジュール	8
16	その他	9
17	様式	9

# 金沢港クルーズターミナル指定管理者募集要項

金沢港クルーズターミナルの指定管理者（管理運営団体）を以下により募集します。

## 1 対象施設の概要

### (1) 名称

金沢港クルーズターミナル（以下「ターミナル」という。）

### (2) 所在地

石川県金沢市無量寺町リ 6 5 番他

### (3) 施設の概要

敷地面積：8,921.25 m<sup>2</sup>

延床面積：10,569.76 m<sup>2</sup>（展望デッキ含む）

建築面積：4,926.00 m<sup>2</sup>

建物構造及び階数：鉄骨造、地上3階

※詳細は別紙「金沢港クルーズターミナル指定管理者仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

## 2 施設管理の基本的な考え方

ターミナルは、クルーズ乗船客のC I Q手続きや待合など、乗客の利便性向上を図ることを目的とする施設である。

また、ターミナル内には子どもから大人まで楽しみながら金沢港について学ぶことができる「港の学習の場」のほか、クルーズ船が寄港していない時などは、ターミナルの各施設を活用し、イベントなどを自ら企画・運営するなど、金沢港における賑わい創出の拠点として設置するものである。

この設置目的を十分理解し、適正かつ効率的な管理に努めること。

## 3 指定管理者の業務

### (1) ターミナルを利用する者への利便の提供に関する業務

### (2) ターミナルにおけるイベント等の企画及び運営に関する業務

### (3) ターミナルの利用の促進に関する業務

### (4) ターミナルの使用の許可に関する業務

### (5) ターミナルの使用料の徴収に関する業務

### (6) ターミナルの施設、設備及び備品の維持管理及び修繕に関する業務

### (7) 前各号に掲げるもののほか、ターミナルの管理に関し、知事が必要と認める業務

※ なお、指定管理者が行う管理業務全般を一括して、他のものに再委託することはできませんが、保守点検等一部の業務については県の承認を得て、専門の事業者にも再委託することができます。

※ 詳細は、別紙「仕様書」のとおり。

## 4 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が管理業務を行うにあたり、次の事項を遵守すること。

### (1) 適切なサービスの提供を行うこと。

### (2) 施設設備及び物品の管理を適切に行うこと。

### (3) 業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

### (4) 業務を遂行する上で、以下の関係法令及び条例を遵守し、適正な管理業務を行うこと。

ア 地方自治法（第244条、第244条の2）

イ 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法令

- ウ 石川県港湾施設管理条例及び同条例施行規則
  - エ 石川県行政手続条例（平成7年石川県条例第33号）  
指定管理者が施設の利用者に対して行う許可その他の処分には、石川県行政手続条例が適用されるので留意すること。
  - オ 行政不服審査法、行政事件訴訟法  
指定管理者が使用不許可処分等を行う場合においては、行政不服審査法に基づく審査請求、行政事件訴訟法に基づく処分の取消しの訴えを行うことができること等を処分の相手方に教示すること。
  - カ 石川県個人情報保護条例（平成15年石川県条例第2号）  
指定管理業務を行うにあたって個人情報を取扱う場合には、その取扱いに十分留意し、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。また、第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用してはならない。なお、指定管理者の指定の期間が終了した後も同様であること。
- (5) 新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策を講じること。
- (6) その他、別紙「仕様書」のとおり。
- ※ 管理の基準に関する細目事項は、指定の議決の後、協議のうえ協定で定めます。

## 5 指定の期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで（3年間）

※ 指定の期間は県議会の議決事項となります。

※ 指定管理者の責めに帰すべき理由により、引き続き指定管理者として管理することが適当でないと県が認めた場合は、指定を取り消すことがあります。

## 6 応募の資格

次の資格を全て満たす法人その他の団体であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 石川県から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 県税、法人税、消費税等を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続を行っていないこと。
- (5) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ① 石川県暴力団排除条例（平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）である者
  - ② 役員等（法人の場合は、その役員並びにその支店及び事業所の代表者、その他の団体の場合は、代表者及び役員をいう。以下同じ。）が、条例第2条第3号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者
  - ③ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者として次のいずれかに該当するもの
    - ア 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
    - イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用等をしている者
    - ウ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
    - エ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - ④ その他、選定されることが暴力団の利益となると認められる者
- (6) 石川県内に事務所を置く又は置く予定のあるもの。
- (7) 複数の団体でグループを構成して応募する場合は、代表団体を定めること。
- (8) グループの構成団体は、他のグループの構成団体となること及び単独で応募することができない。

## 7 応募の方法

### (1) 募集要項の配付

#### ① 配付期間

令和4年8月10日（水）から10月7日（金）まで（県の休日を除く）の9時から17時まで

#### ② 配付場所

石川県商工労働部産業立地課港湾活用推進室（行政庁舎12階）

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

電話 076-225-1516

#### ③ インターネットによる配布

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kigyo/kowan/shiteikanri/r4koubo.html>

### (2) 申請書類

申請に当たっては、以下の書類（持参又は郵送の場合、正本1部、副本10部（④⑤⑩は正本1部のみ提出）。電子メールの場合は、書類ごとにPDFファイル形式で1部）を県に提出していただきます。なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。また、グループで申請する場合は、以下の④～⑪は構成団体のものを全て提出してください。

なお、申請に要する費用は、申請者の負担とします。

#### ① 指定管理者指定申請書（別紙様式1）

#### ② 指定管理者事業計画書（別紙様式2）

（複数の事業計画書を提出することはできません）

#### ③ 収支予算書（別紙様式3）

#### ④ 定款、寄附行為、規約又はこれに類する書類

#### ⑤ 法人の登記事項証明書又はこれに準ずる書類

#### ⑥ 貸借対照表、損益計算書その他の財務諸表（過去3事業年度分）

#### ⑦ 役員等名簿（別紙様式4）

#### ⑧ 役員 の略歴を記載した書類

#### ⑨ 団体概要書（組織、事業内容その他の申請者の概要を記載した書類）（別紙様式5）

#### ⑩ 石川県税、法人税若しくは所得税並びに消費税及び地方消費税に未納がないことを証明する書類

#### ⑪ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く）

#### ⑫ 主な業務を行う職員の履歴書及び資格証明書

#### ⑬ グループを構成して応募する場合は、構成団体の概要を記載した書類（別紙様式6）及び構成団体間で締結された協定書の写し

### (3) 申請書類の提出

#### ① 提出期間

令和4年8月10日（水）から10月7日（金）まで（県の休日を除く）の9時から17時まで

#### ② 提出場所

下記まで持参又は書留郵便により郵送してください。

石川県商工労働部産業立地課港湾活用推進室クルーズグループ（行政庁舎12階）

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

電話 076-225-1516

※ 郵送の場合、最終日の16時までに必着のこと。

また、電子メールの場合は、下記まで提出してください。

石川県商工労働部産業立地課港湾活用推進室

電子メール e190100@pref.ishikawa.lg.jp

※FAX による提出はできません。

- ③ 提出部数（持参または郵送の場合）  
正本1部、副本10部（副本は正本の複写可）
- ④ 留意事項
  - ア 事業計画書等の著作権は、提出した団体に帰属するものとします。但し、提出書類については、情報公開条例の規定に基づき公開する場合があります。
  - イ 提出された申請書類は返却しません。
  - ウ 申請書類提出後の訂正、差替え等は原則として認めません。
  - エ 必要に応じ、追加書類の提出を求めることがあります。
  - オ 申請書類提出後に辞退する場合は、書面によるものとします。

## 8 提案を求める事項

以下について提案を求めます。提案は、指定管理者事業計画書（別紙様式2）に記載してください。

- (1) 管理運営の基本的な考え方
  - ① 申請理由
  - ② 管理運営の方針
  - ③ 使用料の提案（なお、料金の決定に際しては、あらかじめ県の承認が必要です）
  - ④ 個人情報保護対策
- (2) 維持管理に関する業務
  - ① 施設、設備の維持管理の考え方
  - ② コスト縮減の考え方
  - ③ 再委託の考え方
  - ④ 省エネルギーの取り組み
- (3) 事故・事件の防止措置及び緊急時の対応等
  - ① 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止（防災）対策
  - ② 緊急時の体制・対応
  - ③ 利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法
- (4) ターミナルにおける賑わい創出の取り組み
  - ① 指定管理者が自ら行う賑わい創出
  - ② 貸館対象施設の利用促進による賑わい創出
- (5) 組織及び職員の配置等
  - ① 類似施設の管理実績
  - ② 実施体制
  - ③ 日常の職員配置
  - ④ 職員の指導・研修体制
  - ⑤ 管理開始までの計画
- (6) 管理料の提案

次に掲げる金額の範囲内で、管理料に関する提案を求めます。

県が指定管理者に支払う管理料は、提案額を基準に、予算の範囲内で、毎年度、県と指定管理者が協議して定めるものとします。

なお、管理に係る費用が管理料を上回った場合も、県が特段の事情があると認めない限り補填は行いませんので、留意願います。

①管理料

令和5年度	128,000千円	
令和6年度	128,000千円	
令和7年度	128,000千円	合計384,000千円

注：管理料の根拠（上記の管理料の額は、以下の支出から収入を差し引いたもの）  
（支出）

管理人件費（3人相当）	21,000千円
港の学習の場補助員（2人相当）	5,000千円
光熱水費	19,000千円
イベント企画運営費	20,000千円
施設維持管理、清掃、事務費等	68,000千円

（収入）

施設使用料	5,000千円
-------	---------

②利用料金制

施設の使用に係る料金は指定管理者の収入になりますので、管理料の提案額は、管理経費総額から料金収入の見込み額を差し引いて算出してください。

なお、使用料の収入実績が見込みを下回った場合も、県が特段の事情があると認めない限り、補填は行いませんので、留意願います。

※ただし、過去2年間の間、新型コロナウイルスの影響でクルーズ船の寄港やイベント開催に影響が出ており、今後管理・運営に必要な経費を算出しにくい状況であることから、収入および支出のうち光熱水費については、今回の指定期間に限り、精算するものとします。

過去2ヶ年度の実績は次のとおりとなっておりますので、参考としてください。

（参考）過去2ヶ年度の実績

区分		令和2年度実績(6月開館)	令和3年度実績
使用料収入	(円)	8,779,850	7,766,450
	施設使用料	7,860,050	7,396,150
	操船シミュレーター使用料	919,800	370,300
減免額	(円)	368,800	680,560
入館者数	(人)	646,023	470,600
指定管理料	(円)	129,396,000	119,932,000

※管理料は、消費税及び地方消費税を含んだ額です。

(7) 利用料金の提案

施設の使用料の提案を求めます。提案に当たっては、石川県港湾施設管理条例で定めた金額の範囲内としてください。これを上回る提案はできません。

提案は、事業計画書の中で記述してください。

また、料金の決定に際しては、あらかじめ県の承認が必要となります。

(8) 施設の利活用に関する数値目標

施設の設置目的を十分に発揮するために、管理にあたっての目標となる施設の利活用等に関する指標とその目標値を提案してください。指標は利用者数や利用者満足度など、数

値により測ることができるものとしてください。

また、管理開始前には提案内容を基に、県において数値目標及びその達成に向けた取組を中期経営目標として公表することとしております。また、管理開始後は、その達成状況等を、年1回実施する運営状況評価の対象とし、インターネット等により県民向けに公表します。

(9) その他（特記事項がある場合に記載）

## 9 選定の方法

### (1) 選定の進め方

令和4年10月（予定）に開催する指定管理者選定委員会において、各委員が（3）の選定の基準に沿って評価し、その結果を基準に、総合的な評価を行ったうえで、最も適切に施設を管理できると認める団体を指定管理者の候補者として選定します。

選定にあたっては、申請書類に基づく書類審査のほか、申請者である団体の代表者又は代理の方に申請書類の内容等についてヒアリングを実施します。

なお、申請者の中に適切に管理できると認める団体がいなかった場合は、指定管理者の候補者として選定しません。

### (2) 選定委員の構成

施設の所管部局である商工労働部の部長を委員長とし、商工労働部港湾活用推進室長、学識経験者、中小企業診断士等で構成することとしています。

### (3) 選定の基準

① 県民の平等な利用が確保されること。（配点10点）

- ・ クルーズ船の受入れと、金沢港における賑わい創出のための利用が確保されること。
- ・ 平等な利用及び公平なサービスの提供が確保されること。

② 最少の管理料で施設等の適切な維持管理を図ることができること。（配点35点）

- ・ 維持管理の取り組み内容が適切であること。
- ・ 管理料の内容が妥当であること。
- ・ 再委託する場合の内容が適切であること。
- ・ 省エネルギーの取り組み内容が適切であること。
- ・ 安全対策の取り組み内容が適切であること。

③ 最少の管理料で施設の効用を最大限発揮できること。（配点35点）

- ・ 金沢港に相応しい賑わいを生み出すイベントが計画されていること。  
加えて、当施設は「みなとオアシス金沢港」の代表施設であることから、周辺の構成施設や、周辺地域と連携した賑わいについても考慮されていること。
- ・ 適切な目標を設定し、ターミナル施設全体を利用した運営が期待できること。
- ・ 年間を通じて効果的な計画になっていること。
- ・ 広告媒体やSNS等も活用しながら、効率的・効果的に広報活動を行うなど、ターミナル各施設の貸館の利用促進が期待できること。

④ 管理を安定して行うために必要な人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること。（配点20点）

- ・ 安定的な管理を行うために必要な人員及び組織体制が確保されていること。
- ・ 安定的な管理を行うための運営能力を有していること。
- ・ 安定的な運営が可能な経営的基盤を有していること。

### (4) 選定結果の通知等

選定結果については、各申請者に文書で通知します。また、県のホームページ等で申請団体名、審査結果等の公表を予定しています。

## 10 責任分担

指定管理者と石川県との責任分担は次のとおりです。

内 容		指定管理者	石川県
①施設・備品の保守点検		○	
②施設・備品の維持管理		○	
③安全衛生管理		○	
④使用料の収納		○	
⑤施設・備品の損傷	管理上の瑕疵に係るもの	○	
	上記以外	協議事項	
⑥利用者の損害	管理上の瑕疵に係るもの	○	
	上記以外	協議事項	
⑦施設・備品の小規模修繕（性能・機能の回復程度のもの）		○	
⑧施設・備品の大規模修繕（資産価値の向上又は耐用年数の延長となるもの）			○
⑨個々の業務の委託		○	
⑩施設の法的管理	施設の使用許可、取消し	○	
	施設の目的外使用許可、取消し		○
⑪法令等の変更	施設の設定基準、管理基準に係るもの		○
	上記以外	○	
⑫需要の変動	利用者数、利用料金収入の減少	○	
⑬物価の変動	物価上昇によるもの	○	
	運営に重大な影響を及ぼすもの	協議事項	
⑭税制度の変更	一般的な税制変更（消費税除く）	○	
	消費税の変更		○
⑮保険への加入	火災保険		○
	その他各種保険	○	
⑯災害時の対応	連絡体制確保、利用者の安全確保、被害調査・報告、応急措置等	○	
	指揮・指示、復旧措置		○
⑰包括的な管理責任			○

## 11 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

### (1) 受付期間

令和4年8月10日（水）から9月9日（金）の16時まで

### (2) 受付方法

質問書（別紙様式7）に記入のうえ、FAX又は電子メールで提出してください。

FAX 076-225-1518

電子メール e190100@pref.ishikawa.lg.jp

※ 電話又は来訪など口頭による質問は受け付けません。

### (3) 回答方法

回答は、FAX又は電子メールにより随時行います。

取りまとめた質問及び回答を、9月22日(木)までに募集要項を配布しているWebページに掲載します。

## 12 現地説明会の実施

現地説明会を次により開催します。参加を希望される場合は、(4)により事前に参加申込してください。事前に参加申込がない場合は、参加できません。

### (1) 開催日時

令和4年9月6日(火) 10時30分から1時間30分程度

### (2) 集合場所・時間

金沢市無量寺町り65金沢港クルーズターミナル2階 セミナールーム  
10時20分までに集合してください。

### (3) 参加人数

1団体につき3名までとします。(グループで申請する場合も同様とします。)

### (4) 申込方法

令和4年8月31日(水) 16時までに現地説明会参加申込書(別紙様式8)に所要事項を記載の上、FAX又は電子メールで提出してください。

石川県商工労働部産業立地課港湾活用推進室クルーズグループ

FAX 076-225-1518

電子メール [e190100@pref.ishikawa.lg.jp](mailto:e190100@pref.ishikawa.lg.jp)

## 13 無効又は失格

次の事項に該当する場合は、申請を無効とすることがあります。また、指定管理者候補に選定後あるいは指定の議決後であっても、選定を取り消すことがありますので留意願います。

(1) 申請書類の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかった場合

(2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

(3) 申請書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合

(4) 申請書類に虚偽の内容が記載されている場合

(5) 選定に関する不当な要求をした場合

(6) 正当な理由なくして協定の締結に応じない場合

(7) 財務状況の悪化や社会的信用を著しく損なうなど、指定管理者として相応しくないと認められる場合

(8) その他不正な行為があった場合

## 14 協定の締結

(1) 指定の議決後、ターミナルの管理業務の細目について県と指定管理者の間で協定を締結します。

(2) 指定管理者が正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定を取り消します。

(3) 財務状況の悪化や社会的信用を著しく失うなど、指定管理者として相応しくないと認められる状況となった場合は、指定の議決後であっても協定を締結せず、指定を取り消します。

## 15 今後のスケジュール

指定管理者による管理の開始までのスケジュールは次のとおり予定しております。

令和4年 8月 10日(水)～ 10月7日(金) 募集要項の配付

8月 10日(水)～ 9月9日(金) 質問事項の受付

8月31日(水) 現地説明会参加申込締切

9月6日(火)	現地説明会
9月22日(木)まで	質問事項の回答
8月10日(水)～10月7日(金)	申請の受付
10月下旬	選定委員会の開催
11月	指定管理者の候補者の選定
12月(12月議会)	指定管理者の指定の議決
令和5年春	協定の締結
	事務の引継
	中期経営目標の策定・公表
	指定管理者による管理の開始

※ 指定管理者の候補は、令和5年4月1日から円滑に管理を行うため、管理の開始前においても、自己の責任と負担で、体制を整える必要があります。

また、事務引継のために、県との連絡調整の責任者を配置するものとします。

## 16 その他

### (1) 使用言語及び通貨

申請書類及びその他の指定の手続きに際して使用する言語は日本語、通貨は円を使用することとします。

### (2) 課税に関する留意事項

指定管理者は、納税義務を負う場合があるため、納税に関することは、管轄の税務署等の関係機関に確認すること。

## 17 様式

- (1) 指定管理者指定申請書(別紙様式1)
- (2) 指定管理者事業計画書(別紙様式2)
- (3) 収支予算書(別紙様式3)
- (4) 役員等名簿(別紙様式4)
- (5) 団体概要書(別紙様式5)
- (6) グループ構成員表(別紙様式6)
- (7) 質問書(別紙様式7)
- (8) 現地説明会参加申込書(別紙様式8)

### お問い合わせ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部産業立地課港湾活用推進室クルーズグループ

TEL 076-225-1516

FAX 076-225-1518

電子メール e190100@pref.ishikawa.lg.jp

## 港湾施設指定管理者指定申請書

年 月 日

石川県知事 馳 浩 様

申請者 主たる事務所の所在地  
名 称  
代表者氏名 印

金沢港クルーズターミナルの指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

(添付書類)

- 1 指定管理者事業計画書 (別紙様式2)
- 2 収支予算書 (別紙様式3)
- 3 定款、寄附行為、規約又はこれらに準ずる書類
- 4 法人の登記事項証明書又はこれに準ずる書類
- 5 貸借対照表、損益計算書その他財務に関する書類 (過去3年分)
- 6 役員等名簿 (別紙様式4)
- 7 役員の略歴を記載した書類
- 8 団体概要書 (組織、事業内容その他の申請者の概要を記載した書類) (別紙様式5)
- 9 石川県税、法人税若しくは所得税並びに消費税及び地方消費税に未納がないことを証明する書類
- 10 主な業務を行う職員の履歴書及び資格証明書
- 11 グループを構成して応募する場合は、構成団体の概要を記載した書類 (別紙様式6) 及び構成団体間で締結された協定書の写し

備考 代表者本人が署名する場合は、押印を省略することができます。

## 指定管理者事業計画書

団体名

(記載上の注意)

- ※ 用紙はA4版縦(A3折込み可)、様式は自由とします。必要であれば、図面の添付は可能です。
- ※ ページ数は、適宜追加して差し支えありません。

### 1 管理運営の基本的な考え方

#### (1) 申請理由

- ・ 施設の設置目的を踏まえ、金沢港クルーズターミナルの指定管理者に申請する理由を記載すること。

#### (2) 管理運営の方針

- ・ 県民の平等な利用の確保、利用者への公平なサービス提供の考え方、及び具体的な配慮方法を示してください。

#### (3) 使用料の提案

- ・ 石川県港湾施設管理条例に定める額の範囲内で、使用料を提案してください。条例の額を上回る提案はできません。

施設名		単位	条例の額	提案額
CIQエリア(ホール1)	全面	1時間	1,440円	
	片面	1時間	720円	
待合エリア(ホール2)		1㎡につき1時間	1.13円	
セミナールーム		1時間	2,710円	
会議室		1時間	790円	
展望デッキ		1㎡につき1日	7.46円	
ターミナル前広場		1㎡につき1日	3.73円	

#### (4) 個人情報保護対策

- ・ 利用者等の個人情報の管理体制や、管理に係る情報の公開に対する考え方について記載すること。

### 2 維持管理に関する業務

#### (1) 施設、設備の維持管理の考え方

- ・ 利用者の快適で安全な利用及び施設、設備等の長期安定使用のための維持管理の考え方及び具体的な取り組み内容や計画について記載すること。

(2) コスト削減の考え方

- ・ コスト削減のための具体策と、管理水準の維持に関する考え方について記載すること。

(3) 再委託の考え方

- ・ 管理業務の一部を再委託する場合には、その業務内容及び委託先の選定方法など再委託の考え方を記載すること。

(4) 省エネルギーの取り組み

- ・ 省エネルギーの取り組みについての実施計画を記載すること。

3 事故・事件の防止措置及び緊急時の対応等

(1) 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止（防災）対策

(2) 緊急時の体制・対応

(3) 利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法

#### 4 ターミナルにおける賑わい創出の取り組み

<賑わい創出事業の柱立て>

①指定管理者が自ら行う賑わい創出

ア ターミナル各施設を活用したイベントの企画運営（イベント事業）

イ 自動販売機横スペースの活用

②貸館対象施設の利用促進による賑わい創出（貸館事業）

ターミナル各施設：CIQエリア、待合エリア、展望デッキ、セミナールーム、  
学習・体験ルーム、会議室、ターミナル前広場、その他駐車場等をいう

貸館対象施設：CIQエリア、待合エリア、展望デッキ、セミナールーム、会議室、  
ターミナル前広場をいう

（参考：各施設の仕様等）

階	施設名	仕様			制限事項	備品
		面積	天井高	その他		
1階	CIQエリア	約 1,200 m <sup>2</sup>	最高：5m 最低：4.3m	柱のない空間	火気使用不可	音響設備（ミキサー、パワーコンディショナー、スピーカー、ワイヤレスマイク等）
	待合エリア	約 800 m <sup>2</sup>	4.2m	—	火気使用不可	
	自動販売機横スペース	約 90 m <sup>2</sup>	4.2m	自動販売機については県で設置	火気使用不可	
2階	展望デッキ	約 2,800 m <sup>2</sup>	最高：7.5m 最低：5.5m	—	火気使用不可	遊具（ボールプール、大型ブロック等）
	セミナールーム	約 250 m <sup>2</sup>	3m	座学形式で120名収容可能 電動スクリーン及びプロジェクターあり	火気使用不可	
	学習・体験ルーム	約 210 m <sup>2</sup>	3m	操船シミュレーター、疑似体験シアター等展示設備あり	火気使用不可	
	会議室（2室）	約 75 m <sup>2</sup>	3m	—	火気使用不可	
屋外	ターミナル前広場	約 2,300 m <sup>2</sup>	—	—	—	
	その他（駐車場など）	—	—	—	火気使用の場合は金沢港湾事務所に要確認	

◆総括表

①アについて、以下の表を参考に、A3版で作成すること

各イベントごとに、「イベント名、実施期間、集客見込、その他」について記載し、集客数の合計を入れること。

なお、①アとして指定管理者が実施するイベントは、入場料を徴収することはできない。

<総括表>

施設名		4月	5月	6月	2月	3月	集客数計
イベント事業	CIQエリア						
	待合エリア						
	展望デッキ						
	セミナールーム						
	学習・体験ルーム						
	会議室						
	ターミナル前広場						
	その他 ※駐車場など						
	集客数小計						

記載例

イベント事業	CIQエリア	・◎◎イベント 実施期間：2日間 集客見込：5千人 ※同イベントを 展望デッキでも 開催			・☆☆イベント 実施期間：2日間 集客見込：5千人		○万人
	展望デッキ	・◎◎イベント 実施期間：2日間 集客見込：5千人 ※同イベントを CIQエリアでも 開催			・▽▽イベント 実施期間：2日間 集客見込：5千人		○万人
	学習・体験ルーム		GW期間中は時間を延長し、夜間の親子操船シミュレーター体験会を行う				○万人
	集客数小計	1万人	500人		5千人	5千人	△万人 ①

集客数合計

--

(1) 指定管理者が自ら行う賑わい創出

- ・①アに関する各イベントについて、各施設の仕様及び制限事項を踏まえ、以下の項目を記載すること。  
複数の施設を利用するイベントについては、1枚で作成すること。

<イベント事業個表>

※1つのイベントにつきA4で1枚程度作成すること

施設名	
イベント等名	
実施予定時期	
実施予定期間	
予算（単位：千円）	
ターゲット	
集客見込	
イベント等の概要	

- ・①イ（自動販売機横スペースの活用）について、具体的な提案があれば、以下を作成すること。  
※（1）総括表の集客数にはカウントしない

<自動販売機横スペースの活用個表>

※1つの取組につき以下の項目を作成すること

取組名	
実施予定時期	
ターゲット ※乗船客や一般来館者など	
概要	

(2) 貸館対象施設の利用促進による賑わい創出

- ・②（貸館対象施設の利用促進による賑わい創出）について、以下を作成すること

<貸館事業の利用促進のための取組み 個表>

※1件につきA4で1枚程度作成すること

取組名	
実施予定時期	
ターゲット	
概要	
予算（円）	

5 組織及び職員の配置等

(1) 類似施設の管理実績

- ・ 類似施設の管理やイベントの企画運営などの実績を記載すること。

(2) 実施体制

- ・ 責任者、職員の人選、配置にあたっての考え方及び組織体系図を記載すること。

(3) 日常の職員配置

- ・ 配置する予定の職員すべてについて雇用関係（正規職員、臨時職員等）、勤務時間帯、担当する業務、資格等を記載すること。

[職種等の記載の参考例]

職種（職名）	雇用関係	月勤務 日数	担当する業務内容	資格	人件費 (千円)
計					

(4) 職員の指導・研修体制

- ・ 職員の職務能力の向上の方策を記載すること。

(5) 管理開始までの計画

- ・ 円滑な管理開始に向けての準備計画を記載すること。

6. 管理料の提案

以下に提示する額の範囲内で、管理料を提案すること。

年度	提示額	提案額
令和5年度	128,000 千円	
令和6年度	128,000 千円	
令和7年度	128,000 千円	

7 その他

- ・ 特記事項があれば記載すること。

## 収支予算書

収入

(単位：千円)

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	備考
指定管理料				
貸室等使用料				
その他				
合計				

支出

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	備考
1 管理人件費				
施設管理事務員				
港の学習の場				
2 イベント企画運営事業費				
3 光熱水費	19,000	19,000	19,000	
4 施設管理運営事業費				
清掃費				
清掃人件費				
警備費				
施設維持管理職員費				
建築保全費				
空調設備保守費				
電気設備保守費				
給排水衛生設備費				
昇降機保守費				
ビル管理法				
消防設備保守費				
廃棄物処理費				
修繕費				
5 事務費				
広報費				
印刷費				
備品・消耗品費				
通信運搬費				
事務費				
公租公課				
合計				

注：2 イベント企画運営事業費の執行については、県との事前協議が必要です

## 役員等名簿

作成担当者 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

(令和 年 月 日現在の役員等)

氏名 (カナ)	氏名 (漢字)	生年月日				役職	住 所
		年号	年	月	日		

本様式を暴力団員等ではないことの確認のために使用することについて、異議はありません。

令和 年 月 日

住所又は所在地 \_\_\_\_\_

氏名又は名称及び代表者名 \_\_\_\_\_ 印

### 【記入上の注意事項】

1. 法人にあっては役員並びにその支店及び事業所の代表者を、その他の団体にあっては代表者及び役員を記入してください。ただし、「支店及び事業所の代表者」については、石川県との協定締結の権限を有する者が対象です。
2. 「住所」欄には住民票記載の住所を記入してください。
3. 年号は次のように記入してください。  
年号…明治：M 大正：T 昭和：S 平成：H
4. 記入しきれない場合は、複数枚提出してください。
5. グループで申請する場合は、構成団体ごとに提出してください。
6. この役員等名簿は、役員等が暴力団員等であるか否かを確認するためのみに使用し、その他の目的には一切使用しません。

## 団体概要書

名 称			
事務所 の 所在地			
代 表 者 氏 名			
従 業 者 数			
沿 革			
主な業務内容			
連絡先	氏 名		所 属
	部 署 ・ 職 名		F A X
	E-mailアドレス		電 話 番 号

※会社概要等がある場合は添付してください。

※欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

## グループ構成員表

1 グループ名

2 構成員等

(代表となる団体) 主たる事務所の所在地  
団体の名称  
代表者の氏名 印

(構成員) 主たる事務所の所在地  
団体の名称  
代表者の氏名 印

※グループ構成に係る協定書の写しを添付してください。

# 質 問 書

令和 年 月 日

石川県商工労働部産業立地課港湾活用推進室

クルーズグループ あて

FAX 076-225-1518

mail e190100@pref.ishikawa.lg.jp

所在地	
団体名	
担当者	
部署名	
電 話	
F A X	
E-mail	

金沢港クルーズターミナルの指定管理者の申請に際して、下記のとおり質問します。

質 問 事 項	
1	〇〇〇〇〇について

### 現地説明会参加申込書

令和 年 月 日

石川県商工労働部産業立地課港湾活用推進室

クルーズグループ あて

FAX 076-225-1518

mail e190100@pref.ishikawa.lg.jp

所在地	
団体名	
担当者	
部署名	
電 話	
F A X	
E-mail	

金沢港クルーズターミナルの指定管理者の現地説明会に参加したいので、下記のとおり申し込みます。

担当部署	参加者氏名	グループの構成員の場合、 その団体名

※ 最大3名までとします。